

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社エコリング（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の物資の調達及び優先供給等に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、神奈川県内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資の調達及び優先供給に関する事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第 2 条 甲は、甲又は神奈川県内の市町村において、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、別紙 1「物資供給協力依頼書」により次の事項を示して乙に協力を要請することができる。ただし、別紙 1 による依頼を行ういとまがない場合は、電話等の方法により依頼し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）品目または品目名
- （2）数量
- （3）納入日時
- （4）納入場所

（応急生活物資供給の協力実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品のうち調達可能な応急生活物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第 4 条 乙が甲に対して供給する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象物資一覧（別表）に掲げる物資
- （2）その他乙が取り扱う商品

2 乙は、前項第 1 号に掲げる供給要請対象物資について、劣化状況等を定期的に確認し、甲に提供することが可能な数量を甲に対して報告するものとする。

（応急生活物資の引渡し及び運搬）

第 5 条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの応急生活物資の運

搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、災害時において乙が物資を配送し、及び供給する車両について優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 引渡し場所においては、甲が指定する者が要請にかかる物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。
- 4 乙は物資の引渡しが終了した後、別紙2「物資供給完了報告書」により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った物資の供給に要した費用については乙が負担するものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、平常時から連絡体制を整備し、別紙3「連絡担当者名簿」により、相互に報告するものとし、変更が生じた場合は、速やかに通知することとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年10月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 兵庫県姫路市御国野町御着352
株式会社エコリング
代表取締役社長 川 端 宏